

医療法人 明心会 原田内科脳神経機能クリニック通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人明心会が開設する指定居宅サービス事業者「医療法人明心会 原田内科脳神経機能クリニック」（以下事業者という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業（以下通所リハビリテーションという。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態等の心身の特性を踏まえてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう医療・看護・介護・リハビリテーション・相談援助の提供、介護方法・機器の紹介などを行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人 明心会 原田内科脳神経機能クリニック
通所リハビリテーション
- 二 所在地 岩手県盛岡市山岸3-2-1山岸中央ビル

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 通所リハビリテーション事業を行う職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

一 管理者 医師 1名

管理者である医師は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他職種と連携しつつ自ら医療を行うものとする。

二 理学療法士、運動療法機能訓練技能講習会の認定を受けた看護師(又は准看護師、柔道整復師、あんま指圧士) 1名以上

理学療法士又は認定を受けた看護師は他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、理学療法の提供等を行うものとする。

三 介護職員兼事務員 1名以上(必要に応じて)

他職種と連携しながら通所リハビリテーション利用者の状態観察、心理的問題の解決、レクリエーション活動の立案、日常介護の提供等を行うものとする。

また、他職種、他機関と連携して利用者の利用実績の確認・入力、利用料の計算、介護報酬の請求等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 火曜日から土曜日とする。

二 休業日：日曜日、月曜日、祝日

三 営業時間 9時00分から17時00分までとする。

サービス提供時間 9時から15時半までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 利用定員は、1単位 10人とする。

1単位 9:00 ~ 10:30

2単位 10:40 ~ 12:10

3単位 14:00 ~ 15:30

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、下記の区域とする。

盛岡市(玉山地域を除く)

(通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第8条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該 指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険告示上の額のうち介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

2 次の項目は実費を徴収する。支払の費用を受ける場合には、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

- 一 日常生活上かかる費用及び利用時間に介護にかかった費用
(レクリエーション費用、おむつ代など) 実費

(サービス提供の留意事項)

第9条 通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 一 通所リハビリテーションの提供にあたっては、第10条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- 二 通所リハビリテーション従事者は、通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成)

- 第 10 条 医師及び理学療法士、作業療法士その他の専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従事者（以下「医師等の従事者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、協働して、利用者の心身の状況及び意向ならびにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 2 医師等の従事者は、上記の通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明、交付し同意を得るものとする。
 - 3 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービスが作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
 - 4 通所リハビリテーション従事者はそれぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(サービス提供にあたっての留意事項)

- 第 11 条 利用にあたって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

- 第 12 条 通所リハビリテーションの提供に当たる者は、サービス提供時間に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

- 第 13 条 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密保持等)

第 14 条 通所リハビリテーション従事者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、通所リハビリテーション従事者であった者に、業務上知り得た又はそのご家族の秘密を保持させる為、通所リハビリテーション従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を通所リハビリテーション従事者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 15 条 管理者は、提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及びご家族に説明するものとする。

- 2 提供した通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した通所リハビリテーションに関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、非常災害に備えるため、年 2 回定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 18 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 20 条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第 21 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営について留意点)

第 22 条 事業者は従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

一 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

二 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、協議に基づき定めるものとする。

提供するサービスについての相談・苦情

原田内科脳神経機能クリニック 通所リハビリテーション

電話：019-681-1177

盛岡介護保険課事業指定係 電話：019-626-7562

岩手県国保連合会保険介護課 電話：019-604-6700

附則 この規定は、2023 年 9 月 13 日より施行するものとする。

2024 年 3 月 30 日一部改訂